

# 江戸時代の宇治茶師

穴田 小夜子

はじめに

“茶師”とは、元來茶の生産・製造を業とする者をいう。<sup>(1)</sup>茶師という名称は室町時代頃からあったといわれるが、江戸時代に“茶師”という宇治の御用茶師を指した。この宇治茶師は、主として幕府・朝廷・諸大名の茶をとり扱い、種々の特権を与えられていた。

江戸時代に、宇治のほかにも茶を生産するところは多数あった。それにもかかわらず、宇治茶が上層階級者に重用されていたのはなぜであろうか。まず宇治茶の歴史を概観してみることにする。

宇治に茶をはじめて移植したのは栲尾高山寺の僧明恵だといわれる。<sup>(4)</sup>すなわち、鎌倉時代のはじめ明恵は、南宋より茶種と茶の製法を持ち帰った禅僧栄西から貰い受けた茶種を栲尾深瀬

に播種し、後さらにそれを黄檗山万福寺門前あたりに植えたといふ。そして鎌倉時代後期には、宇治茶は栲尾茶の補佐的地位にあった。<sup>(5)</sup>

室町時代のはじめ、足利義満が宇治平等院周辺に茶園をつくらせた。<sup>(6)</sup>その後室町幕府の庇護をうけ、また宇治の地味が茶の栽培に適していたため、室町時代中頃には、宇治は栲尾を圧倒して日本一の茶所となった。<sup>(7)</sup>

その後、秀吉が特別に茶事を愛好し、諸大名もこれに倣って茶の湯が隆盛すると、茶の需要は急激に増加していった。この頃宇治の茶師が茶園に覆をかけて霜を防ぎ、また日光を調節して良茶を製する覆下茶園をつくるなどして茶を改良した。それによりさらに良質の茶が生産されるようになると、上層階級者は宇治茶をますます愛好し、重用するようになった。

江戸時代になると、幕府は宇治の茶師の中から御用茶師を指

定した。そして覆下茶生産を御用茶師の特権とし、その自由生産を制限した。したがって、江戸時代、良質茶である覆下茶は宇治でのみ生産されたのである。

御用茶師は他の茶製造家たちと区別されて「御茶師」と敬称され、また単に「茶師」というと宇治の御用茶師を指すようになった。この茶師は御物茶師・御袋茶師・御通茶師の三階層にわかれており、茶頭取である上林長男家、四男家の両家に統括されていた。そして特権を与えられた反面、茶業に関して幕府より種々の束縛干渉も受けたのである。

茶を栽培し、茶摘みの後製茶し、それを茶壺に詰めるまでが茶師の仕事でその茶壺の運搬は茶を購入する者がおこなった。それが当時の宇治茶の購入方法であった。幕府の場合、その茶壺運搬を「御茶壺道中」と称し、幕府の威勢を示すのに利用したものと名高い。その御茶壺道中については大島延次郎氏等が交通史の立場から詳しく研究されている<sup>(10)</sup>。

しかし、茶師については、今までその茶壺道中や宇治茶業史等に附随して研究されてきたにすぎなかった。茶師について詳しい研究がなされていなかったのは、明治維新後幕府や諸大名の保護がなくなり、大部分の茶師が廃業、転業してしまい、史料が乏しい上に散在してしまったことにもよるであろう。

本稿は、現在の宇治茶問屋の中で唯一茶師の系統をひく上林春松家所蔵の古文書を主な史料として、江戸時代の宇治茶師に

ついて述べようとするものである。すなわち茶師の成立事情、幕府・朝廷・諸大名との関係、生活状態等を調べることによって、茶師の当時の地位と役割、および明治維新後大部分の茶師が没落した要因等を考察したい。

- (1) 「八倫訓蒙図彙」きょうどうふ 作業部
- (2) 「日本産業史大系」第六巻近畿編宇治の茶の項
- (3) 宇治茶史については、『宇治茶園史概説』（藤田元春「史林」十一一四）、『宇治茶園の起源について』（口入田寛了「歴史地理」二十一—）、「京都府茶業史」、「京都府の茶業」、「日本産業史大系」（前出）などに詳しい。
- (4) 宇治茶の明恵創始説は、伝説的である。足利義満創始説もあるが、宇治を広義に解せば義満以前に宇治に茶が植えられていたことは確定される。すなわち、宇治といっても、黄檗山付近の宇治郡と、平等院付近の久世郡宇治郷とが、となりあわせて二地であった。江戸時代には双方共に茶栽培がさかんであったが、前者の宇治郡木幡付近には、一般に町売りする茶製造家が多くいた。本稿で述べる茶師が活躍したのは、後者久世郡宇治郷の方で、その茶園のもとをつくったのが義満であった。（注〔6〕参照）したがって双方あわせて宇治を広義に解せば、明恵創始説が有力となるわけである。

(5) 「異制庭訓往来」（群書類従巻百四十）

(6) 「菘道旧記」「片玉集」などに、義満が大内義弘に命じ、宇治に

森、川下園をつくらせたことが記載されている。またそれに倣って宇治氏が朝日園、京極氏が祝井、奥の山園、山名氏が宇文字園を宇治につくらせたという。

(7) 「尺素往来」(「群書類従」巻百四十一)に「宇治者当代近来之御賞瓶、梅尾者此間雖衰微之体候」とある。

(8) これらの呼び方については、上林春松家の御主人のお話によると、御物(ごもつ)、御袋(おふくろ)、御通(おと通り)というものが、旧来からの呼びならわしだそうである。

(9) この当時の茶は多く挽茶すなわち抹茶であった。茶師は石臼で挽く以前の碾茶(点茶)の段階で茶壺に詰める。購入者は旧曆十月頃茶壺の口を切り、碾茶を石臼で挽いて喫した。現在その行事は茶道の方で「口切りの茶事」として残っている。

(10) 『茶壺道中』(大島延次郎「日本交通史論叢」続編)、江戸時代の交通文化」(種畑雪湖著)、『図録茶道史』(林屋辰三郎著)

(11) 宇治茶業史については、前出(注③)のほかに、『京都農業の歴史―封建時代における宇治茶業の発展』(三橋時雄「京都農業」二十一)、「宇治茶の話」(上林植道「茶道全集」巻七)、「日本製茶史雑稿」(林春隆「茶道全集」巻十三)などの論文等がある。

(12) 春松家は元禄年間に火事があり、それ以前の史料は大部分消滅しており、江戸時代後期(文化文政以降)の記録等が多く残存している。内容は春松家のみでなく他の茶師の史料もある。初期の史料は、京都大学、東京大学史料編纂所、宮内庁書陵部所蔵の史料その他「寛政重修諸家譜」等の刊本を使用した。これらの内容

は宇治代官、茶頭取の上林両家のものが多い。したがって時代的にも内容からいっても史料が散漫である。しかし、宇治茶師は相互の関連が強かったので、これらの散漫な史料からでも、当時の茶師の状況はある程度明らかにすることは可能であると思う。ただし、本稿では三仲間茶師のうちの御物茶師が中心になり御袋、御通茶師についてはあまり詳しく調べられなかった。

## 一、御用茶師の成立

### (一) 上林一族の抬頭

江戸時代を通じて、宇治の茶師全体を統率していた上林長男家、四男家をはじめ、上林一族は茶師の中でも有力な地位を占めていた。この上林家は「寛政重修諸家譜」によると、はじめ赤井と称していたが丹波国上林郷に歴世居住していたため、上林姓を称するようになった。そして久重のときに宇治に移り茶師になったと伝えられる。久重の長男久茂は、森彦右衛門と共に、宇治茶師の中でも特に秀吉に愛好され優遇されていた。森家は、室町時代からの旧家であったが、江戸時代初期に没落する<sup>4)</sup>

森家等に比していわば新参であった上林家が江戸幕府にとりたてられたのは、単に上林の茶が上質であったというばかりではない。すなわち久重の四男政重が家康に仕え、その功績によって、後上林一族が御用茶師の中でも有力となったのである。

政重は元龜年間頃から家康に仕え、天正元年に知行地百石を与えられ三河国土呂奉行を命ぜられた。<sup>(6)</sup>その後小牧・長久手の戦いなどで度々戦功があったが、天正十八年家康関東移封の後、政重は彼の故郷である山城国宇治に采地を移された。そして宇治で茶業を営むかたわら、大坂城内・西国大名の様子等を家康に知らせていた。<sup>(8)</sup>その後、慶長五年関ヶ原戦に先だち、西軍が伏見城を攻めると聞いた時、政重は旧恩に報いるのはこの時であると決意して伏見城へ赴き、鳥居元忠・松平家忠等と共に、八月一日五十一才で戦死した。<sup>(9)</sup>

関ヶ原戦後、政重の次男政信が家康に謁見し、知行地を三百石に加増され、宇治代官および茶師をとりしまる茶頭取の地位を確保した。先にあげた上林長男家である久茂は、秀吉より四百九十石の采地を与えられていたが、これも関ヶ原戦後家康から旧地を安堵され、四男家と共に宇治代官および茶頭取をつとめた。また、他の上林一族も家康にとりたてられ、その後代々御用茶師をつとめるようになった。すなわち、政重の兄紹喜は味卜と号して茶師となり、秀慶は出家して白川村金色院に住職していたが遺俗し春松と号して茶師となった。<sup>(10)</sup>味卜、春松の号は世襲したので前者を上林味卜家、後者を春松家と呼ぶことにする。その他上林姓を名のる茶師に、御物茶師上林平入、上林三八、御袋茶師上林牛加、上林道庵がある。平入は長男家より分家し、独立して御物茶師となった。三八は藤村と称して江戸

時代以前より製茶業を営んでおり、その茶が上質なのでいわゆる茶人大名等から好まれていた。そして江戸時代になって上林姓を名のることを許された。牛加もはじめは別姓であったが上林姓を許され、また道庵は姻戚関係により上林姓を名のった。<sup>(11)</sup>以上の上林姓の茶師はいずれも江戸時代を通して世襲した。また上林姓を名のらない茶師の中にも、後上林一族と姻戚関係を結んだ場合もある。したがって、江戸時代の宇治茶師は上林一族を中心にして構成されていたということができよう。上林一族がそのような有力な地位を確保することができたのは、単に茶製に優れていたというばかりではなく、その祖が家康と特別な関係をもっていたということにもよるわけである。

#### (一) 三仲間茶師

茶頭取である上林両家に統率されていた宇治の茶師は、御物茶師・御袋茶師・御通茶師の三階層にわかれており、三仲間茶師と総称されていた。各茶師の人数は、通説によると御物茶師十一家、御袋茶師九家、御通茶師十四家である。<sup>(12)</sup>しかし「嘉木誌」に、

常憲院様御代（中略）御物御壺相詰候者八人と定り御物御茶師と唱へ、御袋茶師之儀者元より九人に限り（中略）、御通御茶師三拾八人一統御譜代御茶師也。其後元禄年中より御物御茶師十一人に相成、御通御茶師追々相減じ、当時十三人と

相成不相替年々無滞相勤候事

とあり、江戸時代を通してその人数に変化があったことがわかる。また年代の違う数種の史料を照らしあわせてみると、人数が同じでも、必ずしも全茶師が世襲していたわけではなく、一部の茶師のメンバーにいかかわりがあったことがわかる。そこで各茶師ごとに人数や役割の違い等を調べてみた。

御物茶師は、三仲間茶師の中でも最も格が高く、幕府の朝廷進献茶及び將軍家直用茶などをうけていた。人数は、前記「嘉木誌」にも記されているように、綱吉の代に、

上林味卜、上林春松、上林平入、長井貞甫、酒多宗有、尾崎坊有庵、星野宗以、上林三八

以上八名が定められた。そして元禄年間に、

堀真朔、長茶宗味、辻善徳

の三名が加えられて十一名となった。上林一族以外の御物茶師の祖先は、その由緒書によるとすべて僧か神官で、旧来より宇治に住して茶を製造しており、良茶を製する技術に優れていた者である。そして、元禄以後明治に至るまで御物茶師十一家は世襲した。

御袋茶師は、元和元年大坂夏の陣の時茶師九名が秀忠に袋茶を献上したことを吉例と認められ、それ以来九家に限られて主として献上茶をうけていた。しかし、はじめに袋茶を献上した九家が世襲したというわけではなく、メンバーは度々いれ

かわった。はじめの九名は、

上林牛加、堀真朔、長茶宗味、満田宗閑、山田祐竹、長井仙斎、祝甚兵衛、八嶋徳庵、吉村道与

であった。前述したように堀真朔、長茶宗味は元禄年間に御物茶師となっている。その後もメンバーのいかかわりは度々あったが、その年代や原因などの詳細は不明である。幕末には、

上林牛加、八嶋宗庇、上林道庵、堀正法、竹田紹直、佐野道意、竹多道雲、竹田紹清、木村正順

の九名が御袋茶師をつとめていた。

御通茶師は、格も低く規模も小さかったため、人数、メンバーにも変化が著しかった。江戸時代初期には三十数家から四十家以上になったこともあったが、年代を経るにしたがって次第に減る傾向にあり、文化年間以降には十三、四名になった。これも詳しい変化の状況などは不明である。次に幕末頃の御通茶師十三名をあげておく。

片岡道二、西村了以、河村宗順、橋本玄可、馬場宗円、森本道加、喜多立玄、菱木宗見、新長左衛門、宮林有斎、梅林宗雪、森江宗左衛門、永田七郎左衛門

以上三仲間茶師のほかに、非常時に備えて「御扣茶師」「平茶師」「下茶師」などと呼ばれた茶師もおり、臨時御用をつとめていた。またこのほか、独立した茶師のほかに、上林両家や御物茶師の手代等が仲間外席として御通御用をつとめたことも

ある。<sup>(19)</sup>

三仲間茶師は、茶業に関しては茶頭取上林長男家、四男家に統率されていた。また身分的には京都町奉行支配下にあり、幕府への調進という権威を背景として特権的町人の地位をもっていた。そして、名字帯刀を許され、茶園に覆をかけて良茶を製する方法を許される等の特権を享受した。覆下茶園をつくることは、三仲間茶師と御扣茶師にしか許されなかったのであるから、江戸時代良茶は宇治郷でしか製造されなかった。幕府・朝廷のみならず諸大名からも茶師が優遇されていたのはそのためである。さて、三仲間茶師の中でも最も格の高い御物茶師には屋敷地が与えられ、茶詰に必要な袋紙も幕府から支給された。このほか宇治郷では幕府の御茶御用のために、一部の課役が免除された<sup>(20)</sup>。茶師および宇治郷に対して幕府より以上のような特権・保護を与えられていた。

しかし、その反面、覆下茶の自由生産ならびに自由販売は禁止されていたわけである。また、幕府・朝廷への献上茶が宇治の地を離れるまで、新茶を他所に出すことは禁じられた。そのように茶業に関して、幕府から束縛干渉もうけたのである。

- (1) 「寛政重修諸家譜」巻第十二百五十六上林
- (2) 「図録茶道史」(林屋辰三郎著、利休の道統編第五章一)には、

大永四年の上林茶園売券が残っているところから『上林氏は通説より半世紀も前から宇治に茶園をもっていたようである』とある。また上林父子、兄弟に関して様々な浮説も伝わっており、上林氏が宇治へ移住した当初の明確な記録は残っていないようである。

- (3) 「上林文書」(京都大学所蔵)に、上林久茂、森彦右衛門宛の秀吉書状が多数残っている。
- (4) 「前代記録」(上林門太郎記)
- (5) 政重を久重の「三男」<sup>(21)</sup>としている著書が多いが、「寛政重修諸家譜」および上林諸家に伝わる由緒書等の史料によると、政重は四男であった。
- (6) 「徳川家康文書の研究」(中村孝也編)上林越前に与へたる判物
- (7) 「柳宮新編年中行事」
- (8) 「上林由緒書」(宮内庁書陵部所蔵)
- (9) 「寛政重修諸家譜」(注「1」参照)
- (10) 「寛政重修諸家譜」(注「1」参照)



- (11) 上林姓を名のる茶師の由緒書は、春松家に伝わっている。
- (12) 「茶道辞典」(桑田忠親編)、「宇治誌」(宗形金風編)、「京都府茶業史」(安達披早吉著)その他宇治茶業史に関する書物(はじめに注「3」・「11」参照)には、いずれもこれらの人数があげてあ

り、江戸時代を通して、人数に変化がなかったかのように記されている。

(13) 「嘉木誌」(天保八年上林清泉著)

(14) 「宇治記」(文化十年)によれば寛文九年三十三人、延宝三年四

十四人であった。

(15) 「宇治記」三仲ヶ間御茶師之訳の条

(16) 「宇治記」に『宇治郷之儀は御茶御用人足相勤候ニ付国並夫役、

慶長年中より御免除に御座候』とある。

## 二、茶師の地位と役割

### (一) 幕府との関係

毎年幕府から宇治へ採茶使を送り、幕府御用茶等を調達せしめた。それと同時に幕府から朝廷へ新茶二壺を献上した。その幕府御用茶ならびに朝廷への献上茶等を茶壺に詰めるのが、茶師にとって、また宇治郷にとって最も重要な仕事であり、最大の年中行事であった。そこでまず幕府御用茶詰の準備、茶詰の折の茶師の動向などをみていくことにする。

茶頭取である上林長男家、四男家は一年交替で年番をつとめた。年番上林を中心にしてその年の幕府茶御用をつとめるが、非番上林もこれに協力した。三仲間茶師は各々が毎年「年行事」と称する当番を二名ずつ決め、その年の代表とした。各年行事を、御物年行事、御袋年行事、御通年行事と称し、計六名

を三仲間年行事と総称した。

毎年二月になると、御用茶詰に使用する茶袋紙を、年番上林を通して幕府から御物茶師に支給される。

### 御茶袋紙之事

一、合紙数五百五拾枚也、但右人前五拾枚宛、右者御召御茶袋紙拝領仕候ニ付、御渡被下樋ニ請取申候処仍如件

文政二卯<sup>(2)</sup>

上林味下<sup>(3)</sup>

上林又兵衛殿

辻善徳迄十一人

これらの袋紙は御物年行事に渡され、各御物茶師に配られた。

三月になると、幕府側から、その年の採茶使の名前、江戸出発日、茶詰予定日等が茶師等に知らされる。この知らせがくると、年番上林より三仲間年行事計六名と宿番の者に召集がかかり、非番上林と合計九人が集って、四月頃からの茶摘、五月頃の茶詰等のことについて相談した。茶詰の仕事は茶師全体が協力しなければできなかったもので、上林両家と三仲間年行事および宿番の者は度々打合せをし、相互の連絡をとりあった。

四月頃から茶摘が始まるが、茶摘初日の十日前に恵心院に火除の祈禱を頼むのが慣例であり、三仲間年行事が中心になっておこなった。またこの頃、宇治橋の橋詰に、

一、御物御壺出行無之内、新茶出スベカラズ

という高札がたてられ、献上茶や將軍家御用茶が滞りなく宇治を発足するまでは、茶を他に出すことは禁止された。これは宇

治郷ばかりでなく、近郷の茶製造家たちも同様に守らねばならなかった。<sup>(6)</sup>

四月末から五月はじめに、幕府御用壺が江戸を出発すると、上林両家は各宿場に着いた採茶使と度々連絡をとった。<sup>(7)</sup> 壺が大津まで着くと、三仲間年行事の内二名と上林両家の手代等が大津まで挨拶に出かけ、また宇治に到着する日は、六地歳まで御物年行事の手代二名が迎えに出た。この日各茶師は、早朝から上林両家宿番の者へ挨拶し、最終的な打合せをすませ<sup>(8)</sup>て、上林両家等と共に十徳を着し宇治橋詰で鄭重に壺を迎えた。そして一同はまず年番上林宅にひきとり、壺は運搬役人から茶師たちに引渡される。これらの壺は上林四男家の庭にあった茶壺蔵に納められ、宇治滞在中不寝の番で昼夜厳重に警護された。

壺の引渡しがすむと、採茶使のうち壺詰番と手伝いの者二、三名が宇治に残り、他の壺運搬役人等は京都木屋町の宿へ退出する。<sup>(9)</sup> 一方茶師等は、壺を引渡された後、かねてから備えておいた茶を年番上林宅へ運ぶなど茶詰の準備をおこなった。そして茶壺到着から一週間程の後、年番上林宅で役人立合のもとに二日間て茶詰をおこなった。その詰順は、毎年茶詰に先立って茶師同志で決め、年番上林に予め提出しておいた順に従う。

さて、ここで幕府御用茶壺について記しておく。まず「御物茶壺」と称する献上茶用の壺は、呂宋壺で計十個あった。壺銘

と容れる茶の数量は次の通りである。<sup>(10)</sup>

福海御壺	御詰六斤	日暮御壺	御詰五斤三
袖狭御壺	御詰五斤	志賀御壺	御詰五斤半
旅衣御壺	御詰三斤半	寅申御壺	御詰六斤三
藤瘤御壺	御詰四斤五	埋木御壺	御詰五斤半
虹御壺	御詰五斤半	太郎五郎御壺	御詰三斤半

以上十壺のうち、毎年三個ずつ宇治へ遣はされる。そのうち二個を上林両家で詰め、残りの一壺は御物茶師が交替で詰めた。

この三壺の茶を幕府へ献上するわけであるが、これに対して幕府から一壺につき大判一枚の報酬を与えられた。この一壺に大判一枚払われる壺は決っており、それを「大判詰」または「黄金詰」と称した。ほかに茶の数量と値段とを計算して支払われる場合は「勘定詰」または「価詰」と称した。

御物御用のほかに、將軍家直用、西丸用、各寺社献上用等の茶の買上があり、それらには信楽焼茶壺を使用した。各用をつとめる茶師は毎年ほぼ決っていた。「宇治記」によって、文化年間の茶壺御用数と茶詰をおこなった茶師、茶の値段等を次に列挙してみる。

年番上林の詰めた壺は、先の御物壺と合せて計十壺あり、すべて大判詰であった。

一、御物御壹御 銘不定 一、西丸新御壹御詰三斤半 二壺

一、禁裏新御壹御詰三斤 一、東官新御壹御詰三斤

一、日光新御壹御詰五斤 一、久能新御壹御詰四斤九

一、紅葉新御壹御詰三斤六 一、日光新御壹御詰三斤

一、御座新御壹御詰二十斤

一、十壺、右御壹壺ツ黄金沓枚宛被下置候

以上のほかに年番上林は試茶、煎茶等合計十一壺を献上する。それらは純然たる献上茶で報酬等は払われなかつた。

非番上林は御物壺と合せて計九壺詰めた。

一、御物御壹御 銘不定 一、西丸新御壹御詰三斤半

一、仙洞新御壹御詰三斤 一、上野新御壹御詰三斤九

一、上野新御壹御詰三斤半 一、増上寺新御壹御詰三斤半 二壺

一、御白様新御壹御詰二十斤 一、口姫若様新御壹御詰三斤半

一、九壺、右御壹壺ツ付黄金沓枚宛被下置候

以上のほかに非番上林も年番と同様、試茶、煎茶等合計十一壺を献上した。

御物茶師十一名は次の茶詰をおこなつた。

一、御物御壹御 銘不定 一壺

一、御召新御壹御詰三斤半 八壺

一、上野新御壹御詰三斤半 二壺

一、十一壺、右之御壹御物御茶師十一人江廻リニ被仰付、黄金一枚宛被下置候

一、上野新御壹御詰三斤半 上林味卜

一、増上寺新御壹御詰三斤半 上林三八

右之御壹前々ヨリ右兩人へ被仰付、黄金一枚宛被下置候

一、増上寺新御壹御詰三斤半 星野宗以

右之御壹御壹屋御用付、御物御壹列ニ御座候得共、黄金詰ニ

而ハ無御座、御詰ニ被仰付、前々ヨリ星野宗以詰上来リ申候

一、日光新御壹御詰四斤半 一壺

一、御門跡新御壹御詰二斤

右御壹御詰、右二口之御壹者年々罷登リ候御数寄屋頭宇治逗留中宿之儀右十一人廻リニ宿相動候付右宿番之者へ被仰付候

一、別儀御茶五斤入 十一壺

西丸御用一、別儀御茶 五斤入 二壺

同 一、別儀御茶 四斤入 二壺

右別儀御茶物御茶師十一人江被仰付候御物茶師の詰めたのは以上である。このほかに献上茶が各茶師一壺ずつ計十一壺あつた。

御袋茶師九人は、阿上林のうけもつた寺社献上茶の袋茶を

うけもった。そのほかに將軍家、西丸の雑用茶も詰めた。

一、献上御茶 半二袋宛 右九人ヨリ

但紅葉山御宮御壺江半二袋宛不残詰加献上仕候

一、御通御壺 九壺 但極揃御茶五斤入

西丸御用一、御通御壺二壺 但前同断五斤入

右御壺御袋御茶師九人江被仰付候

御通茶師と、両上林の手代等で、御通御用をいいつかつた者は、雑用茶を詰めた。また一人一壺のほかに、臨時用の壺は数人で一壺詰めた。

一、御通御壺十九壺 但極揃御茶 六斤入 十三壺

西丸御用一、御通御壺二壺 但極揃御茶 五斤入 五壺

臨時御用一、御通御壺四壺 但極揃御茶 四斤入

以上三仲間茶師のほかに、仲間外席の者や御扣茶師が臨時の茶御用をつとめた。

以上のように比較してみると、三仲間のうちでも、御物茶師と他の御袋・御通二茶師とでは、格がずいぶん違っていたことがわかる。

採茶使等の立合のもとに茶詰が終ると、茶師はそれぞれ入日記、目録等を差出した。茶詰日の採茶使等の食事は宿番が中心となり茶師がうけもった。また茶詰終了日には、採茶使等と茶師は酒宴を催したりした。

茶詰が終ると、翌日、幕府より朝廷へ茶壺が進献された。こ

れは採茶使等により、京都所司代立合いのもとにおこなわれたもので、上林両家が同席するだけで、他の茶師には直接関係がなかった。茶詰を終えると、茶師は挨拶まわり等をすませ、数日後に壺の荷作りをする。壺の荷作りは、茶師が日雇人を雇い、嚴重におこなわれた。

茶詰終了日から一週間程後に、採茶使たちは、茶師等に暇乞の挨拶をし、壺を江戸まで運搬して帰って行く。この日、上林両家はじめ茶師は宇治橋詰まで壺を見送った。

さて、幕府御用茶詰を基にして、茶師は幕府と様々な関係をもった。江戸時代初期には、家康と上林政重との関係に代表されるように、將軍と茶師とは直接の主従関係が強かった。そして御物茶師は、家康生存中度々駿府に赴き、また、家光上洛の際二条城に謁見して以来、將軍代替りあるいは家督相続した時等、江戸に下向して拝謁するようになった。また初期の頃は不時参上も度々あった。そして大奥でも宇治茶は愛好され、茶師は特別の待遇をうけていた。

しかし、茶壺道中ならびに茶詰が制度化され、年中行事となると、茶師と將軍個人との直接の関係は次第に薄くなっていく傾向にあった。したがって將軍への謁見も、一部の者のみに限られるようになった。そして茶師の身分は京都町奉行支配となり、年頭、八朔、年末の挨拶等は、京都所司代および東西両京都町奉行にした。また將軍代替り、家督相続時に出す誓紙も三

者宛に出したのである。

以上のように、茶師は將軍との直接の關係はもたなくなつてくるが、茶御用を通して種々の特権を享受していたのであるから、幕府と密接な關係をもつていたことに変わりはなかつた。

(二) 朝廷との關係

宇治茶師は幕府から朝廷へ献上する茶のほかに、朝廷より直接の茶御用もうけていた。「宇治記」禁裏仙洞御茶壺之事の條に、

關東御壺宇治御出行相濟候而、星野宗以ヨリ京都江御案内申上、其後日限等被仰出、御壺宗以宅江御着、銘々相渡御茶詰上宗以方江御壺不殘相揃当日御所江上り候

とあり、朝廷御用は毎年幕府御用の直後、星野宗以が中心となつておこなつたことがわかる。朝廷より用命の茶を詰める茶師も毎年定められていた。

禁裏御所御物

- 一、延命御壺 御詰三斤半 上林 六郎
- 一、石上御壺 御詰五斤 上林又兵衛
- 右隔年ニ被仰付候
- 一、細谷川御壺 御詰五斤半 星野 宗以
- 右毎年被仰付候

一、嶋津御壺 御詰六斤半 上林 三八

一、無銘御壺 御詰四斤七 木村 宗二

右隔年ニ被仰付候

東宮御方江被為附候御物

一、綠御壺 御詰三斤半 星野 宗以

右毎年被仰付候

右者御壺一ツニ付黄金一枚宛

一、別儀御茶 八斤入一壺 尾崎坊有庵

一、同断 五斤入一壺 右同人

一、同断 三斤入一壺 上林三八

一、同断 三斤入一壺 木村宗二

右者毎年被仰付候

仙洞御所御物

一、玉簾御壺 御詰四斤宛 星野 宗以

右者毎年被仰付候

一、松枝御壺 御詰三斤半 上林又兵衛

一、八尾御壺 御詰三斤半 尾崎坊有庵

一、無銘御壺 御詰一斤半 上林 三八

右御壺三ツケ年廻リニ被仰付候

右者御壺一ツニ付黄金一枚宛

一、別儀御茶 五斤八一壺 木村宗二  
右者毎年被仰付候

通説では、朝廷御用は御物茶師がつとめていたことになって  
いる。しかし以上で明らかのように、上林両家、御物茶師星野  
宗以、上林三入、尾崎坊有庵および御袋茶師木村宗二の合計六  
人で朝廷御用をうけていたのである。<sup>(17)</sup>

茶詰が終り、御所に納められた茶壺は十月頃の口切りまで、  
御所より京都愛宕山へ預けられた。茶師から、直接愛宕山に預  
けたわけではないので、愛宕山の茶壺蔵に関する文献、記録等  
は、宇治にはまったくない。<sup>(18)</sup>

朝廷の茶御用は、江戸幕府開幕以前より宇治茶師がつとめて  
いた。<sup>(16)</sup>幕府御用と比べると茶量も少なく、一部の茶師がうけて  
いたにすぎなかったが、宇治郷にとつては、幕府御用と同様、  
名譽となるものであった。

### (三) 諸大名との関係

主に秀吉の頃の茶湯隆盛期から、江戸時代初期にかけて、い  
わゆる茶人大名等の茶師宛の書状が残存している。それらによ  
ると、江戸時代初期には、茶師は大名等と個人的に親密な関係  
をもっていたことがわかる。

「上林三入文書」<sup>(17)</sup>の中には、上林三入宛あるいは上林姓を名  
のる以前の藤村三入宛の大名書状が多数ある。特に細川三斎の

書状が多い。書状の内容は、大部分が進献した茶、茶道具などあ  
るいは季節の贈答品などに対する返礼である。<sup>(18)</sup>三斎が上林三入  
や上林四男家の茶を好んで用いたことは「松屋会記」<sup>(19)</sup>にも散見  
するところである。「上林三入文書」には、細川三斎のほかに  
伊達政宗、金森長近等の大名をはじめ、僧沢庵や江月の書翰等  
もある。

また「上林文書」<sup>(20)</sup>中にも、井伊直孝や、鍋嶋勝茂の書翰があ  
る。その内容は進物の返礼や消息等で、いずれも茶師と諸大名  
の親密さがあらわれている。

上林春松家には、春松宛の古田織部、小堀遠州らの書状が残  
っており、特別に関係が深かったことがわかる。また春松家  
には、上林味卜宛の大名書状も伝わっている。

上林一族以外の茶師についての史料は、あまり見ることがで  
きなかったが、「上林三入文書」の中に、御袋茶師森本道加宛の  
石田三成の進物返礼の書状もあり、「宇治旧記」によると、上  
林平入、長井貞甫、尾崎坊有庵等は片桐石州と特別に関係が深  
かったことがわかる。

以上のように、江戸時代初期には各茶師は大名の個人的な愛  
好によって、その御用をつとめていた傾向が特に強かった。そ  
のため、各大名家のお抱茶師というののははっきりと決まってい  
なかつた。その後次第に茶師が固定して、代々どの大名家の御  
用をつとめるかということが決まっていっていったようである。<sup>(21)</sup>しか

し、一茶師が一大名の御用のみを世襲してつとめていたというわけではない。数人の茶師が協力して一大名の御用をつとめていた。また一茶師は数家の大名の御用をもつとめていた。しかも各茶師は、その大名御用と指定されなくとも、それぞれが大名御用をつとめる時には相互に協力しあい、つとめやすいようにしていたのである。

次に上林春松家所蔵の古記録等によつて、同家の尾州徳川家御用と、阿州蜂須賀家御用の様子をみることにする。<sup>22)</sup>

尾州家御用は、春松と尾崎坊二名が中心になつてつとめた。まず、三月、幕府の茶詰日が決定すると、同日かあるいは一日遅らせて茶詰を行う旨を尾州家数寄屋方に兩名が知らせる。

江戸御発足五月十四日比、宇治御着五月廿五日、御詰上日六月二日三日、宇治御発足六月十一日

殿様御壺御発足五月廿七日、宇治御着五月廿七日、殿様御茶詰上日六月二日三日四日、宇治御発足六月十二日

右之通ニ御座候以上

辰三月

尾崎坊有庵

上林春松

右之通り例年公儀之被仰渡相知レ次第、早々有庵卜申合、御数寄屋頭方へ申遣ス

したがつて尾州家の茶詰は幕府茶詰と並行しておこなわれた。

茶詰の場所は、春松家と尾崎坊が交替でうけもつた。尾州家の茶壺については「名古屋市史」<sup>(23)</sup>に次のような記載がある。

尾州家また將軍家に准じて、茶壺を宇治に遣はし、宇治の茶師尾崎坊有庵、上林又兵衛、上林春松の製茶を召す、其壺数左の如し、

橋姫御壺 極上半三十三 御詰二斤三十 上林又兵衛

松花御壺 極上半三十 御詰四斤(寛政五年より) 同人

一番御壺 極上半三十 御詰四斤六 尾崎坊有庵

二番御壺 極上半三十 御詰四斤三 上林 春松

右御壺四ツ大判一枚づつ詰

三番御壺 極上半三十七 御詰五斤七 尾崎坊有庵

四番御壺 極上半三十五 御詰四斤五 上林 春松

五番御壺 極上半二十 御詰二斤三 尾崎坊有庵

六番御壺 極上半二十五 御詰三斤三 上林 春松

右御壺四ツ勘定詰

すなわち春松、尾崎坊のほかに上林四男家も尾州家茶詰をうけもつていた。しかし、四男家は幕府御用の中心人物であり、長男家と共に幕府茶詰の準備等に忙しかつた。したがつて、尾州御用はもっぱら春松、尾崎坊の二名が中心となつておこなつた

のである。

尾州茶壺到着の日、春松、尾崎坊およびその手代等で壺を宇治橋まで迎えに行き、一同は尾崎坊宅へ落着く。その後尾崎坊の手代が四男家に迎えに行き、三者が揃ったところで挨拶し、尾州数寄屋方より壺を預った。そして数日後、尾州茶詰は幕府茶詰と並行しておこなわれた。茶師は相互に協力しあい、毎年各茶師の大名御用をつとめやすいようにはかった。したがって三者の尾州茶詰も、幕府茶詰と並行しておこなうことができたのである。尾州茶壺が宇治を出発するのは、幕府茶壺が発足した翌日と決っていた。これは、幕府御用茶壺よりもはやく宇治を出てはいけないという従来<sup>(24)</sup>の掟に従ったもので、尾州家の場合は厳重に守られた。

さて、尾州茶詰上の後、春松には尾州家より茶料のほかに白銀五枚を与えられた。これに対し、春松よりは尾州家に夏切茶壺一壺を献上するのが毎年の例であった。この点に、関する上林四男家、尾崎坊の史料は見えていないが、おそらく両者も春松と同じような待遇をうけたと考えてよいであろう。

春松、尾崎坊両名は、尾州家御用達であったから、尾州家およびその数寄屋方に対し年頭年末等の挨拶は毎年おこなった。茶師と直接関りをもったのは数寄屋方であり、両名は尾州数寄屋方に茶道具等の贈答品を贈ったり、茶詰の折り、茶壺運搬人として宇治にきた数寄屋方と酒宴を開くこともあった。そのほ

か、数寄屋方とは度々連絡をとりあい、定例の茶詰の仕事のほかに、茶御用をうけることもあった。<sup>(25)</sup>春松家は、阿波蜂須賀氏とは、さらに深い関係をもっていた。

阿州茶御用は毎年七月はじめと決っていた。阿州御定式秋切御茶詰覚帳によると、春松家がうけもっていた阿州壺は四壺あった。

一番御壺 半二十七  
御詰三斤九

二番御壺 半二十七  
御詰茶四斤

三番御壺 御詰茶四斤

四番御壺 御詰茶五斤余り

壺を迎えて茶詰の後、数寄屋方を饗応したりするのは、尾州御用の場合と同じである。茶詰が終わってからは、京都屋敷留守居に挨拶に行った。

蜂須賀氏やその家来に対して、年頭年末などの挨拶、贈答をするのももちろんのこと春松家の手代、あるいは春松自身が、阿波、淡路へ赴くことも度々あった。「阿州様御機嫌伺御国行日記」には、十代目春松秀元が天保十四年正月に年頭の挨拶のため阿波に行った時の様子が詳しくしるされている。

そのように、蜂須賀氏とは茶御用を通してより親密な関係をもっていたので、江戸時代後期春松家が経済的に困窮した時に

は、蜂須賀氏から度々借金をしている。それは、地震や火事等で被害をうけた時に、茶料を前借りし、数年賦で返済する約束のものが多い。また、弘化五年に春松家では茶製所を改築している。その折りに、蜂須賀氏一族およびその家臣等からも寄付を募り、利子つきで借金もしている。<sup>(26)</sup>

以上、上林春松家と尾張徳川家および蜂須賀家との関係を見てきたが、他の茶師たちもそれぞれ茶御用を通して諸大名と様様な関係を結んでいたことが推測される。「宇治茶」には『諸侯は、茶を嗜むも嗜まざるも嘉例として、悉く宇治の茶師に茶の調進を命じ、且つ茶師を遇すること甚だ厚く、中には扶持を贈り、又は一國売と称し、其領内に於ける茶の専売権を与うるもあり、云々』とあるが、どの茶師が扶持をもらったり、一國売の特権を享受したのか不明である。

- (1) 「徳川実紀」慶長十八年三月三十日条、寛永十五年二月二十九日条、同十七年二月十八日条、正保元年三月九日条等に宇治採茶使派遣の記事がある。後期になると、慣例となったため「徳川実紀」には特別に記されない。なお、採茶使には数寄屋頭と歩行頭等が指命された。
- (2) 「年行支留帳」文政二年、御物年行事上林春松、尾崎坊有庵の記録
- (3) 「御物年中記録」(文化九年)には、

鹿児島立意  
中根 祐斎  
伊佐 三悦

右当夏宇治御用被仰付、四月廿七日比江戸発足、御茶御用之儀定而例之通可被仰付候、用意可有之候

御詰上日 五月 十六日  
十七日

申三月

右御書付を以被仰渡候

とある。

- (4) 御物茶師十一人が交替で、毎年の採茶使の宿番をつとめた。初期の頃は、採茶使や茶壺運搬人全員の宇治の宿を宿番がうけもち、その費用は茶師側で負担した。しかし、それでは茶師の負担が大きすぎるとして、元禄年間に宇治滞在費は幕府側の負担となった。そして宿は京都木屋町の旅館にとることになった。その後は宿番の者は壺引渡し後宇治に残る壺詰番等三、四名の宿をうけもつのみであったが、茶詰日に立合う採茶使等の食事等を用意するなどとして、茶詰日には重要な役割を果たした。
- (5) 「年行支帳」(文化十三年三月廿九日条)

一、恵心院例之通火除御祈禱相頼(中略) 右御祈禱例年茶摘取十日程前以恵心院へ相頼可申候

- (6) このことは「日本教会史」(ジョア・シロドリゲス著、土井忠生訳)にも記載されており、初期からの掟であった。しかし、年月を経るに従って近郷では次第に守られなくなっていた。

(7) 茶壺道中の各宿での様子は「宇治御用留」(文政七年、採茶使利倉盛庸等編)に詳しい。

(8) 茶話時の茶師の動向については、主として文化九年上林春松八代秀政の「御物中記録」によった。

(9) 注(4)参照

(10) 当時の碾茶(抹茶)の数量は、二百匁を一斤とした。濃茶用茶一斤を十袋に分け入れ、二十匁入を一袋とした。その後十匁入袋が多くなり、これを「半」<sup>ハ</sup>と称した。薄茶用茶は、壺の場合袋茶にはせず、じかに壺につめた。したがって福海壺を例にとれば、濃茶十匁入袋二十袋とそのまわりに薄茶六斤がはいったということになる。

(11) 幕府御用壺は、はじめ夏の間だけ京都愛宕山の茶壺蔵に貯蔵され、三ヶ月程後再び江戸からとりに行くことになっていた。しかしそれでは二重の手間と費用がかかるので、四代家綱の時甲州谷村に貯蔵されるようになった。したがって往きは東海道を通り、帰りは中山道を通じて谷村で茶壺を預けた。そして旧曆十月の口切り近くに、谷村まで茶壺をとりに行った。その後、さらに儉約のため、八代吉宗の時、直接江戸まで運搬され、江戸城富士見櫓に貯蔵されるようになった。(「徳川実紀」有徳院殿御実紀附録参照)

(12) 元文三年(推定)に、上林両家に提出した御物茶師の、不時御目元の「覚」がある。

(13) 「上林三入文書」(京都大学所蔵)には、春日局の上林三入宛書状がある。

(14) 他の茶師もそれぞれ数名ずつで諸大名御用をつとめており、茶師全員が携わったのは幕府御用のみであった。

(15) 『愛宕山の御茶壺蔵』(上林柏堂「京都茶葉」第二十巻第二号)

(16) 後陽成天皇の時、秀吉の時代頃からといわれる。

(17) 注(13)参照

(18) 例えば、

被差越飛脚、愛元珍敷水魚一折到来、令満足候、則賞勲可申、猶期面之時候恐々謹言

十月廿八日

三斎 宗立(花押)

というようなもので、宛名を「老」としていることから親密さがわかる。

(19) 「松屋会記」(「茶道古典全集」第九巻)

(20) 「上林文書」(京都大学所蔵)

(21) 「三仲ケ間御茶師中諸侯様方御茶之写書」(文化十二年上林景邦記述)によると、どの茶師が主にどの大名御用をつとめていたかというおおよその状況がわかる。

細川越中守(上林味卜)、松平阿波守(上林春松)、松平下総守(上林平入)、土井大炊頭(長井貞甫)、彦根井伊家(酒多宗有)

尾州徳川家(尾崎坊有庵)、加賀前田家、越後牧野家(星野宗以)、雲州松平家(上林三入)、薩州島津家・会津松平家・伊勢藤堂家

(堀真朝)、紀州徳川家(長茶宗味)、伊予松平家(辻善徳)、仙台伊達家(上林牛加)、讃岐松平家(八島徳庵)、松平越前守(堀

正法)、伊勢石川家(木村宗二)、長州毛利家(竹田紹且)、秋田

佐竹家（佐野道意・橋本玄可）、松平伊豆守（竹田道雲）、芸州浅野家（片岡道一）、松浦肥前守（西村了以）、岩国吉川家（竹田紹清）、酒井雅楽頭（河村宗順）、本多下総守（馬場宗巳）、淀稲葉家（森本道加）、秋元但馬守（喜多立玄）、太田備後守（荒木宗見）、郡山柳沢家（官林有斎）、永井飛騨守（森江宗左衛門）

(22) 尾州家については「尾州御茶詰並勤方記録」（文化五年）、「尾州年中記録」（文政四年）等、蜂須賀家については「阿州勤方進物帳」（文化十年）、「阿州御定式秋切御茶詰覚帳」（同十二年）等によった。

(23) 「名古屋市史」風俗編遊戯部、茶道

(24) 文化五年に幕府茶壺の宇治出發が数日遅れた時には、尾州茶壺もそれに合わせて出發を遅らせた。

(25) 文政四年には、秋切の茶御用も臨時にうけた。

(26) 「御茶製所造立御寄付帳」

(27) 「宇治茶」上林檢道著、大正六年

### 三、茶師の生活状態

#### (一) 茶師相互の關係

茶師が三仲間を構成し、仲間同志が特殊な關係を結んでいたことは今までも述べてきた。すなわち、御物・御袋・御通各茶師毎に毎年「年行事」と称する当番を二名ずつ決め、その年行事が中心となって茶詰をおこなっていた。この年行事は各茶

師の代表として、茶詰以外の時にも様々な役割を果していたのである。

何年にだれが年行事に当たったかということは、春松家に現存する年行事帳等によって、数年分知ることができるとのみである。したがって、年行事がいつから制度化されたか、またどのような方法で選出されたかなどは不明である。ただし、数年分の史料を比較してみると、各茶師が定期的に年行事をつとめたわけではないことがわかる。文化十三年の「年行事帳」のはじめに、

(前略) 然者来子年年行支之儀、弥御両所様御承知之御儀ニ御座候へへ、御両家様へ御届申上候儀ニ付、此段御懸合申候(後略)

十二月廿三日

上林春松様

上林三入様

尾崎坊有庵

上林 味卜

とある。おそらく御物年行事は年末に御物茶師同志で決め、その年の年行事二名が、決定した次の年の年行事を上林両家に報告したのであろう。御袋・御通各茶師もその仲間同志で決めたと推測できる。

京都町奉行や上林両家からの通達等は、その年の御物年行事に届けられ、御物年行事から、各御物茶師および御袋・御通各年行事に廻状で知らされた。御物年行事は三年行事の中でも中

心的な役割をつとめていたわけである。御袋、御通についての史料は見えないが、おそらく同じように各年行事から廻状によって各茶師に知らされたのであろう。また、御扣茶師には、御通年行事を通して知らされた<sup>(1)</sup>。

三仲間年行事のその年の最初の仕事は、京都所司代、東西両京都町奉行への年頭挨拶の世話である。まず出勤者と不参加者を確認する。また三所に贈る茶釜や、与力等に配る名札を用意した。それらの費用は三仲間茶師同志で頭割りにし、年頭挨拶が済んでから三仲間年行事が各々の茶師から徴収した。そして御年物行事がすべてをまとめ、一月末頃になってその明細書を各々の茶師に廻す。八朔御礼、年末挨拶も同様にした。すなわち年行事は、仲間の世話役と会計係も兼ねたのである。

またこの年行事が中心となつて、茶師同志で永統講と称する講をおこなっていた。この講の機能は宗教的な意味合いはもたず、金銭相互扶助を目的としたものであった。

そのほかにも、年内に起つた事がらはその年の年行事が中心となり、茶師相互で相談しあつて処理していた。宇治郷では茶が主産物であつたから、茶業で高い地位についていた茶師が、宇治地方行政においても主要な役割を果していたということが考えられる。

三仲間茶師は各々が違つていた。したがつて、御物茶師同志、御袋茶師同志、御通茶師同志のそれぞれの関係は、さらに

深いものであつたと考えられる。春松家に現存する史料によると、御物茶師は茶詰以外の様々な事がらについても相互に干渉し、また協力しあつた<sup>(3)</sup>。御袋、御通各茶師同志も、同じように日常生活において深い結びつきをもつていたのであろう。

さて、茶師たちは茶詰の時期をすませると、とかく安逸な暮らしになりがちであつた。そして茶会を開いたり、酒宴を催し、仲間同志で招きあつたりすることも多かつた。結局、茶師は日常生活においても仲間同志で親密な関係をもち、特権の上に安座して特殊な階級を構成していたのである。

## (二) 経済的困窮

通説では、茶師は幕府や諸大名の保護をうけ権威をもつていたために、経済的にも安定してたとされてい<sup>(4)</sup>。しかし、実際には、茶師は江戸時代の初期頃より既に経済的に困窮していた。

正徳五年、茶師より京都町奉行に提出した救済願の「覚」には、困窮の事情が詳しく報告されている。まずこの「覚」の全簡条をあげ、それに沿いながら茶師困窮の状態をみていくことにする。

### 覚

(1) 一、宇治御茶師古来之者共過半者從權現棟台徳院棟御用相働申者共ニ御座候(中略)御召御用承候者共ハ代替ニ神文を

も被為仰付、御茶之儀勿論心ニ及候程入念詰上申候、從權

現様台徳院様御書被成下頂戴所持仕候者共も在之候御事

一、五六十ヶ年以前迄ハ、御茶之物成各園一反ニ付撰立二十

斤余も在之候場所、年々御茶之仕立精々吟味仕候ニ付、次

第二御茶物成少ク、其上宇治川筋川とこ高ク罷成度々之洪

水(中略)常ニも地面志け申候而、御茶園年々痛申候故、只

今ニ而者一反ニ付漸撰立五六斤ならてハ取不申候、御茶之

物成右之通ニ減少仕候故、御茶師共不勝手ニ罷成候(後略)

一、御茶園畑御年貢他郷と違斗代高ク、一反ニ付二石五斗代

ニ而皆銀納御定免ニ而御座候処、寛永十三子年御訴訟申上

半納御赦免被成下、広大之御慈悲難有奉存候、右之御患を

以先祖之者共無恙御用相勤来り候、然ル処其時節ハ三ヶ一

御直段八木下直ニ御座候故、右ニ付三四十匁ヨリ高直ニハ

無御座候、其後八木高直ニ罷成、半納以前ヨリ御年貢上納

之銀高一ヶ年三四十匁宛も多ク上納、御救之驗も無御座

候様罷成候故、元禄十六末年又々御訴訟申上、園方三ツ取

田畑者御見取ニ被為仰付候処、年来之困窮ニ付、茶園畑共

外之者之手ニ入過半ハ御茶師共所持不仕、其上段々八木高

直ニ御座候而、去年年ハ半納以前ヨリ凡七八十匁宛程も銀

高多ク上納、御茶師共奉蒙御患候甲斐も無御座罷罷成候、

刺御茶園三ツ取ニ奉願候場所茂水場ニ而只今水底ニ罷成候

場所も在之、山方ニ而者荒地ニ成候所も在之、御年貢まと

い差上ヶ候場所多く迷惑候御事

一、三四十ヶ年以前迄ハ、各園一反ニ付金子百五十兩或百兩

余ニ者何時も質物ニ入金子相調候ニ付、不勝手成者共も兎

式角相続仕候得共、近年御茶園物成勝手ニ罷成候故、纒

ニ金子五三兩ならては届申者無御座候(後略)

一、敵有院様御代度々御銀拝借被為仰付、御影を以相続仕候

得共、寛文十戌年貞享元子年元禄十巳年同十一寅年数度之

大火ニ、居宅其上冬春ヨリ修理仕置御茶摘取申迄ニ仕候茶

園並御茶霜覆道具迄焼失仕、大分之損亡共ニ御座候(中略)

一、御茶入用之諸色八木ヲ始三四十色も御座候処、人足御茶

之撰賃等ニ至迄、大方一倍二倍三双倍も高直ニ罷成候、外

之商売物者時々之相場ヲ以売買仕候得共、御茶料之儀七十

ヶ年以前大猷院様御代御定之御直段ヲ用申候、依之至極困

窮仕相続難成御座候ニ付、何とぞ御茶之直段御増シ願度存

候得共、近年諸園御簡略ニ付、御壺数年々減少仕候折柄之

儀ニ御座候得者、御茶直段増シ候而者弥諸方壺数減少も可

仕と存候ニ付、直段増シ御訴訟も得不奉願候御事

一、右之段々ニ付一年増シニ困窮之上、諸色高直旁以ひしと

差詰り迷惑仕候、依之十八ヶ年以前ヨリ今年ニ至、品々御

訴訟申上候、何分ニも御救被成下、御願を以御用無恙相勤

家業相続仕候者難有可奉存候以上

未十二月

御奉行様

御茶師中

第一条は茶師と幕府の關係を示すもので、第二条以下に困窮の要因があげられている。

まず第二条では、茶の収穫高の減少があげられている。そしてそれは茶葉吟味のため、製茶の量が減少したこと、宇治川洪水等により茶園が荒廃したことのためであるとしている。

第三条では、年貢が高いことを困窮の要因の一つにあげている。そして度々年貢率引き下げの訴訟をおこし、そのたびに認められて次第に率は低くなったが、銀納であったために、米相場の上昇によって銀高はますます増加していった。正徳五年以後も年貢率引下げの訴訟は度々あり、寛政七年以降は全面的に見取検見法となった。

しかし、それまでに茶師たちは、次々に茶園を手離していった。茶園売渡しについては、第四条にもあるように、次第に質入れも不利になっていったことがわかる。この後も茶師がますます困窮するにつれ、茶園の売渡しは続き、茶製所や屋敷地の一部までも売渡すこともあった。この茶師が茶園等を手離していったことは、茶の栽培および製造と、販売の分離を意味する。すなわち、茶師は次第に茶の栽培、製造には関与しなくなり、特に販売にのみ力をいれることになっていった。そしてこ

のことは、明治維新後に大部分の茶師が没落した要因の一つにもつながる。すなわちその主な購入者であった幕府が倒れてしまったわけであるから、茶師の茶販売の業はなりたたなくなつたわけである。

さて、初期からの茶師困窮を救済するために幕府は年貢率引下げのほか茶師に金を貸すこともした。第五条に四代家綱の代の借金のことがある。このことについては、文化十年の「宇治記」に詳しい記載があるが、家綱の寛文延宝年間の借金を、百年以上経過した文化十年までにほとんど返納していないのである。そして大部分の茶師は以前からの借金が累積していたわけであるから、その後さらに幕府から借金することはできなかつた。したがって茶師はさらに困窮すると、それぞれが御用をつとめていた大名から借金をした。大名から度々借金できたということは、茶師がそれだけ優遇されていたことにもなるが、江戸時代後半になると、借金返済のために、また借金を重ねることもあり、ますます困窮に拍車をかけた結果になってしまった。明治維新後、そのような金銭的援助を失ったことも茶師没落の要因のひとつにあげられる。

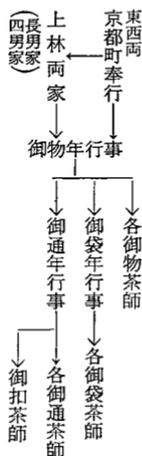
さて、正徳五年の「覚」にもどる。第六条では茶詰に必要な諸費用の値上げをあげている。茶詰をするために茶師は多くの費用を必要とした。幕府役人や諸大名の茶道頭たちが、茶壺運搬人として宇治に滞在している間に饗応したり贈答品を贈つた

## 江戸時代の宇治茶師

りもした。また茶詰の時だけでなく茶摘や製茶の時など、一時的に多量の労働力を必要としたので、それらの時に多くの日雇人を雇い、その賃金も茶師負担となった。ところがこれらの諸費用が値上がりしているにもかかわらず、茶の値段は寛永十九年にそれ以前の三割増になっただけで、幕末に至るまで値上げされなかった。<sup>(11)</sup> それどころか幕府の儉約政策に応じて茶の需要量は少しずつではあるが減少する傾向にあった。<sup>(12)</sup> 困窮しても茶料値上げを強く要求できなかったところに茶師の立場がよくあらわれている。

以上、正徳五年の「覚」を中心にして茶師困窮の要因をあげてきた。これによって江戸時代初期から茶師はかなり困窮していたことがわかる。そして年を経るにしたがって、それは解消されるどころか増長していった。茶師は幕府や諸大名の保護によって、江戸時代を通して特殊な地位を確保することができたわけであるが、その特権の上に安座していたために、ますます困窮せざるをえなかったのである。

### (1) 廻状の順序



(2) 三年行事の役割等は「年行支帳」(文化十三年)、「仲ケ間用扣」(同十五年)、「年行支留帳」(文政二年・同五年)、「年行事扣」(文久四年)等による。

(4) 「養子願書一件、仲ケ間江指入置一札留」(文政五年十二月)には春松家養子の件に他の御物茶師が干渉している様子が詳しく記されている。また、御物茶師同志で養子縁組等がおこなわれたこともあった。

(4) 「日本経済史辞典」(日本経済史研究所編)、宇治茶の項に『茶師は、毎年一定斤量の茶を進献する義務を負担し、之に対して報酬を給与され、以ってその生計の安定を保障されていた』とある。また「封建時代における宇治茶業の発展」(三橋時雄)には、『(前略)宇治茶師の生計の安定は完全に保障されていた』とある。このほか、茶師の生活面に触れたものは少ないが、茶師は茶詰時以外は安逸に暮らしていた傾向がみられるため、一般に経済的に安定していたと考えられていた。

(5) 「宇治記」宇治本郷高之事によると、

- 斗代 上園一反二付 二石五斗代
- 今植一反二付 二石代
- 中園一反二付 一石五斗代
- 下園一反二付 一石代
- 高三千十石七斗九合四分 宇治郷高
- 田畑高千六十一石八斗四升七合五分
- 内園屋敷千九百四十五石八斗七合九分
- 外園高三石五升四合

(6) 「宇治記」に『寛政六寅年御茶師ヨリ致訴訟、園屋敷高定免三ツ取之所破免、寛政七年ヨリ見取御年貢取立申候』とある。

(7) 「所持地面並諸道具之事」(安政五年)には、春松家の地面売渡しのことが記されている。しかし春松家は比較的茶園を後まで所持していた方である。現在の春松家御主人のお話しによると、明治維新時には、まったく茶園を所持していなかった茶師も多かったそうである。春松家は明治維新時にも多少の自園を所持しており、一つはそのために茶業を続けることができたのであろうと、御主人は述懐しておられた。

(8) 幕府よりの負金のため、上林長男家は、一時的に改易になったこともある。(寛政重修諸家譜)巻第二百五十六参照)

(9) 「御宿諸雑用扣」(年月不詳)、「御宿入用諸事積り書」(元文三年)「宇治里袋」(文化十年)に『大猷院様御代寛永十九年午とし宇治御茶師困窮に付、小堀遠江守殿を以奉願三割増に被仰付候』とある。

(10) 寛永十八年以前の茶料は、  
極上 一斤ニ付 代銀六匁  
別儀 一斤ニ付 代銀四十匁  
極揃 一斤ニ付 代銀二十匁  
別儀揃 一斤ニ付 代銀十匁  
上揃 一斤ニ付 代銀六匁  
寛永十九年三割増となり、  
極上 一斤ニ付 代銀七十八匁

別儀 一斤ニ付 代銀五十二匁  
極揃 一斤ニ付 代銀二十六匁(以下略)

となったのである。幕末まで茶料が値上りしなかったことは「宇治茶師記」(弘化二年、幕府側の記録、国会図書館蔵)によってもわかる。

(12) 「御物中記録」(文化九年)に『今年ヨリ五ヶ年之間、御御滅「年行支留帳」(文政二年)に「去四月中、堅御俵約被仰出候ニ付御茶並諸入用御代銀等減方相立候』とある。

### むすび

「御茶師」と敬称され、江戸時代を通して幕府・朝廷・諸大名の茶御用を一手にひきうけ、その権威を誇っていた宇治茶師は、明治維新直後、幕府や諸大名の保護を失って、大部分が廃業、転業した。<sup>(1)</sup>

江戸時代初期において、茶師は各々が茶園と大規模な茶製所をもち、茶の栽培から製造、販売まですべてを賄っていた。したがって、良茶を製する技術に優れていた者が幕府にとりたてられ、御用茶師となったのである。そればかりでなく、上林一族の祖は家康と直接の関係をもち、他の茶師もいわゆる茶人大名等と個人的な関係をもったりして、茶師の初期における社会的地位はかなり高いものであった。その後、將軍や諸大名との直接の関係は次第に薄れていったが、茶御用はあいかわらず

けていたので、その役割を通して高い権威を保持していた。

そしてその権威ゆえに、茶師は経済的にも安定していると考  
えられていた。ところが実際には、本文で詳述したように、か  
なり初期から既に困窮していた。これに対して、幕府は初期に  
は無利子で金を貸したりした。ところが茶の値段は寛永十九年  
に、それ以前より三割増加しただけで、その後値上げすること  
はなかったのである。茶師たちは幕府から様々の特権を与えら  
れていたために、茶の値段をあげる訴訟はおこさなかった。ま  
た困窮しても、その権威を固持して町売りをしなかった。した  
がって次第に自園や茶製所を手離し、茶の栽培、製造から離れ  
ていった。そして製茶を売上げて、幕府・朝廷・諸大名から預  
った壺に茶を詰めることだけをおこなうようになっていった者  
が多い。また、幕府からのみでなく、各々が御用をつとめてい  
る大名から茶料の前借りなどして、ますます困窮に拍車をかけ  
た。すなわち、茶師の年間収入はほぼ一定していたのに、次第  
に支出が多くなり、それを補うために借金をし、その借金返済  
のためにまた借金に借金を重ねていったのである。

江戸時代、茶道が隆盛し、喫茶の風習が一般化したことなど  
から、幕府や諸大名にとって茶は必需品となった。そのため、  
旧来から茶御用をつとめていたという信用により、茶師は優遇  
されていた。そして、幕末には、大部分の茶師は経済的基盤を  
失って、信用のみによって、商売をなっていたわけてあ

る。明治維新になって、単にそれまで幕府から与えられていた  
特権を失ったからという理由のみでなく、没落せざるをえなか  
った必然性が、既に江戸時代初期、茶園を手離しはじめた時か  
ら萌芽していたのである。

また、茶師内部の事情のみでなく、外部の状況もその没落の  
要因となった。すなわち、茶師を中心として、封建的基盤の上  
に長年隆盛を誇っていた宇治の茶業は、幕末、海外貿易の開始  
によって不安定な状態におちいったのである。安政六年に海外  
貿易がはじまると東洋独特の茶が西欧人に注目された。ところ  
が、宇治茶は良質ではあるがコストが高く、輸出品にはむかな  
かった。また従来の権威を固持して町売りもしない程であった  
から、茶師たちは海外貿易に注目しなかったということもでき  
よう。そして、宇治以外の地で大量に茶を生産するようになる  
と、宇治茶業全体に危機を招来した。

このような時、長年茶師の権勢に圧迫されていた、茶師以外  
の茶製造家が、玉露茶を改良して良質煎茶をつくり、国内販路  
の開拓につとめ、茶所としての宇治を復興させた。<sup>(3)</sup>したがって  
“良質茶を製する”という宇治の伝統は、茶師以外の新興茶商  
たちにもうけつがれ、その担い手はかわっても、今なお、宇治は  
“良質茶の産地”として知られているのである。

△付記▽本稿を作成するために多くの史料を提供してくださ

った上林春松氏をはじめ、様々の助言を与えてくださった諸先生先輩方に深く感謝いたします。

(1) 「旧御茶師之名前」(明治十九年)によると、茶業従事者、廃業者は次のとおりである。

旧茶頭取(上林両家)ともに廃業

旧御物茶師 従事者四名上林春松、上林平入、長井真甫、上林

三入・廃業者七名上林味卜、酒多宗有、尾崎坊有庵、星野宗以、堀真朔、長茶宗味、辻善徳

旧御袋茶師 従事者四名上林牛加、上林道庵、竹田紹且、竹田

紹清・廃業者五名八嶋宗応、埴正法、木村宗一、佐野道意、竹多道雲

旧御通茶師、従事者五名西村了以、橋本玄可、菱木宗見、宮

林有斎、森江惣左衛門・廃業者八名片岡道二、河村宗順、馬場宗円、森本道加、喜多立玄、新長左衛門、梅林宗雪、永田

七郎右衛門

以上三十三名、内茶業従事者十三名・廃業者二十名

上林春松氏のお話しによると、この後すぐに廃業した者もあり、多くは第二次大戦時に没落して、現在、江戸時代の茶師の系統をひく茶問屋は春松家のみである。

(2) 「宇治茶の話」(上林植道者「茶道全集」巻七)には『(前略)

自家の製茶を一般の人々には売らなかったもので、若し茶師の自分でそれをする者があると、「町売り」をすると卑んで、その家

とは縁組はしなかった。併し茶師の茶は良いから一般の人々もいろいろの手藝を以て所望するので、その場合は分与はするが代金としては受取らなかった。それで一般の人々は謝礼として水引を掛けて差出したものである』とある。

(3) 辻利右衛門(宇治田原で数代茶業を営んでいた、茶師以外の茶製造家の出身)が改良玉露茶を案出し、維新後における瓊茶需要の減少を玉露茶で挽回させた。